



南部農委公告第7号

公 示

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和7年5月23日

南部町農業委員会
会長 中村 文男



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利 の種類	農地法第32条又は 第33条の該当 条項等	農地の所有者等の 情報
南部町大字剣吉字 前河原1番24	畑	917	賃貸借	—	中野與三郎 (平成16年5月 3日死亡)

農地法第32条第1項第1号及び第2号

第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

第33条第1項

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者（以下「所有権等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。